

# 「（仮称）市民交流複合施設カフェ及びレストラン運営実施計画策定支援業務」仕様書

## 1 業務名

（仮称）市民交流複合施設カフェ及びレストラン運営実施計画策定支援業務

## 2 業務の目的

創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発事業の一環として整備を進めている（仮称）市民交流複合施設（以下「市民交流複合施設」という。）について、平成30年度の供用開始に向けて管理運営の方針や事業計画、組織計画などの管理運営をするうえでの基本的な事項を明らかにすることを目的とした「（仮称）市民交流複合施設管理運営基本計画（平成27年3月）」を策定し、高機能ホール及びアートセンター、都心にふさわしい図書館と連携し複合施設としての利便性向上を目指し、カフェ及びレストランの設置を行うこととしております。

本業務では、今後、市民交流複合施設内でのカフェ及びレストランの設置に当たり、札幌市及び他自治体の公共施設等における類似施設の現況や課題、飲食事業者の意向等を調査、分析し、課題整理等を通じて、事業者選定の基礎資料となる運営実施計画の素案策定を目的としています。

## 3 業務内容

（仮称）市民交流複合施設のカフェ及びレストラン運営実施計画策定の基礎資料とするため、次の業務内容を基本として行うものとする。なお、業務内容については、基本的な事項を示したものであり、本プロポーザルの実施によって決定した受託者の企画提案等を調整した上で確定するものとする。

### (1) 業態、施設プランニング等の検討

札幌市及び他自治体等の公共施設等における類似施設の現況、事例、課題を整理し、管理運営等を担う飲食事業者の意向等を調査し、分析の上、当該施設に相応しい業態、施設のプランニング等について検討する。

### (2) 運営実施計画の検討

上記(1)の検討結果を踏まえ、運営方針、基本コンセプト、要求水準、収支計画、人員計画、厨房設備及び什器備品等の概要整理、使用料（賃料）、事業者募集スケジュール等を検討する。

### (3) 運営実施計画の素案の策定

上記(1)、(2)の検討結果を踏まえ運営実施計画の素案を策定する。

### (4) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめ、製本したものを20部提出のほか、電子データ一式をPDF形式及びワード若しくはエクセルデータとしてCD-Rで提出をすること。

なお、報告書の作成に当たっては、委託者との意思の疎通を図ること。

## 4 業務の期間

契約の日から平成28年3月31日まで。

## 5 納入及び検査場所

### (1) 納入場所

札幌市観光文化局文化部市民交流複合施設担当課

### (2) 検査場所

納入場所に同じ

## 6 その他特記事項

(1) 本業務の実施に当たっては、委託者と連絡を密にして作業を実施し、疑義が生じた場合には、

委託者と協議のうえ、指示に従うこと。

- (2) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (3) 当該業務の遂行に当たって、下記項目に要する費用は全て受託者の責任及び負担とする。
  - ア 受託者の不注意によって生じた費用
  - イ 受託者が第三者に損害を与えた場合のすべての費用
- (4) 当業務に係る著作権は委託者に帰属すること。
- (5) 受託者は、業務を通じて知りえた個人情報を、本業務の履行期間及び履行後において第三者に漏らしてはならない。
- (6) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含まれることとする。

## 7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本業務の履行においては、平成27年度札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。